

事務連絡
令和2年5月22日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可

{	水道事業者
	水道用水供給事業者

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえた
職場への出勤等について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）におかれましては、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について」（令和2年4月13日付け事務連絡）において、事業の継続が求められる事業者として十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、出勤者の7割削減等のご対応をお願いしていたところです。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）の変更、及び、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の修正が行われたことを受け、水道事業者等におかれましては、下記の取組を行っていただくようお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましても、下記取組をお願いいたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 特定都道府県における水道事業者等につきましては、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指し、接触機会の低減に向けた在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等の強力な推進をお願いいたします。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組の強力

な推進や、職場における感染防止のための取組や「三つの密」を避ける行動の徹底をお願いいたします。

2. 特定都道府県ではない都道府県における水道事業者等につきましては、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、人との接触を低減する取組の推進、職場における感染防止のための取組や「三つの密」を避ける行動の徹底をお願いいたします。

以上

【参考】

- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月21日変更）

本件問い合わせ先
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
鮫島、遠藤（爵）
電話：03-3595-2368（直通）
E-mail：suidougi.jutsu@mhlw.go.jp